

人材紹介に関する契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と、株式会社 MOCA（以下「乙」という。）は、甲の求人に関し乙が人材紹介を行うことについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

1. 「人材紹介」とは乙が甲および求職者の申込みを受け、甲と求職者の雇用成立を斡旋する行為をいう。
2. 「新規採用者」とは乙が紹介し、甲が採用を決定した者をいう。
3. 「理論年収」とは基本給・固定手当・保証（固定）賞与の年額合計をいい、歩合・裁量・残業代・インセンティブ・株式報酬等の変動部分は含まない。ただし「特記事項」に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第2条（目的・範囲）

1. 乙は甲の求人条件に適合する人材を善管注意義務の下で探索・紹介する。
2. 採否の決定は甲に属し、乙は採否後の労務管理等について責任を負わない。

第3条（甲の協力・通知）

1. 甲は、採否決定や労働条件変更がある場合、速やかに乙へ通知し、求職者への明示は甲の責任で行う。
2. 甲は、乙が紹介した求職者について、同一人が他経路で応募した場合も乙経由を優先する。
3. 甲は在職・前職の企業に直接照会しない。ただし乙経由で求職者承諾を得た場合はこの限りでない。

第4条（紹介手数料）

1. 甲は新規採用者の入社により、乙へ紹介手数料（理論年収×手数料率（%））を支払う。
2. 手数料率は案件ごとに「特記事項」で定める。

第5条（支払・遅延損害金）

1. 乙は入社確認後に請求書を発行し、甲は「特記事項」に定める支払条件に従い、乙指定口座へ一括振込で支払う。分割払いは認めない。

2. 振込手数料は甲の負担とする。
3. 甲乙いずれかが金銭債務の履行を遅延した場合、相手方に対し年 14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第 6 条（返金規定）

1. 新規採用者が入社後、自己都合退職により退職した場合に限り、乙は甲に以下割合で返金する。
2. (1) 入社後 1 か月以内：紹介手数料の 80%
3. (2) 入社後 3 か月以内：紹介手数料の 40%
4. (3) 入社後 6 か月以内：紹介手数料の 10%
5. 甲は退職の事実を 5 営業日以内に乙へ通知し、乙は確認後 30 日以内に返金する。
6. 返金に係る振込手数料は乙の負担とする。
7. なお甲の責に帰す事由（労働条件の不一致、労務環境不備、ハラスメント等）や整理解雇等の場合は返金対象外とする。

第 7 条（候補者帰属・採用報告）

1. 乙が紹介した候補者について、乙の紹介に基づき採用に至った場合は期間を問わず、甲または甲の関係会社が当該候補者を採用したとき、甲は乙に第 4 条所定の紹介手数料を支払う。
2. 甲は採用が決定した場合、速やかに乙へ通知する。
3. 甲が乙への採用連絡を故意または重大な過失により怠った場合、甲は紹介手数料に加え同額の違約金を支払う。

第 8 条（秘密保持・個人情報）

1. 甲乙は、相互に開示された情報を秘密として扱い、目的外利用・第三者提供をしない。
2. 個人情報は法令に従い、必要最小限の範囲で収集・管理・保存する。

第 9 条（法令遵守）

1. 甲乙は、職業安定法、労働基準法、労働契約法その他関係法令を遵守する。

第 10 条（反社会的勢力の排除）

1. 当事者は、自己および関係者が反社会的勢力に属しないことを保証する。
2. 違反が判明した場合、相手方は催告なく直ちに解除できる。

第 11 条（契約期間・解除）

1. 契約期間は契約日から 1 年間とし、期間満了の 1 か月前までに書面通知がない限り 1 年間自動更新する。
2. 甲乙いずれかが重大な契約違反をし、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されない場合、相手方は解除できる。
3. 破産・民事再生等の申立て、手形小切手不渡り、公租公課滞納による差押え等の信用不安が生じた場合、相手方は催告なく解除できる。
4. 乙の事業許可取消・停止命令等により契約履行が不能となった場合、相手方は催告なく解除できる。

第 12 条（準拠法・管轄・存続）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 紛争は、被告の本店所在地を管轄する簡易・地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。
3. 第 3 条～第 10 条および本条は本契約終了後も存続する。

特記事項

1. 手数料率： %
2. 支払条件：入社当月末一括現金支払い
3. その他：

（締結の証）以上のとおり合意したので、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

締結日：____年____月____日

【署名欄】

甲：

住所：

代表者：

乙：株式会社 MOCA

住所：神奈川県横浜市南区中村町 1 - 67 - 4

代表者：代表取締役 林 妹妹